

愛知県立大学教養教育センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学学則第6条の規定に基づき設置される教養教育センター（以下「センター」という。）に関する基本的事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、教養教育を企画・運営し、さらに充実させることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、その目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教養教育の企画・運営・改善に関すること
- (2) 教養教育と専門教育との調整に関すること。
- (3) 教養教育の授業計画及び成績評価に関すること。
- (4) 教養教育に関する教育効果の評価に関すること。
- (5) その他センター長が適当と認めた業務

(センター長)

第4条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、学長の命を受け、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、最初の就任の日から引き続き6年を超えて在任することはできない。

また、任期の途中でセンター長が交替した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 センター長に事故がある場合は、副センター長がセンター長の職務を代理する。

(副センター長)

第5条 センターに、副センター長を置く。

- 2 副センター長は、センター長の命を受け、センターの業務を補佐する。
- 3 副センター長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、最初の就任の日から引き続き6年を超えて在任することはできない。

また、任期の途中で副センター長の交替が生じた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長補佐)

第6条 センターに、センター長補佐を置くことができる。

- 2 学長は、センターの運営に必要と判断した場合、センター長と協議の上、センター長補佐を指名することができる。
- 3 センター長補佐は、センター長の命を受け、センター長の職務を補佐する。
- 4 センター長補佐の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、最初の就任の日か

ら引き続き 6 年を超えて在任することはできない。

また、任期の途中でセンター長補佐の交替が生じた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター運営会議)

第 7 条 センターの業務を円滑に運営するため、センター運営会議を置く。

2 センター運営会議は次の者をもって組織し、議長はセンター長をもって充てる。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) センター長補佐

(4) 学務部長

(5) その他センター長が必要と認めた者

3 運営会議はセンター長が召集する。

(委員会)

第 8 条 第 3 条に掲げる業務について審議するため、教養教育科目委員会を置く。

2 前項の委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 9 条 センターの庶務は、学務課で行う。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるセンターの運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和元年 11 月 26 日から施行する。

(任期に関する経過措置)

1 この規程の施行の際現にセンター長、副センター長及びセンター長補佐の職にある者の任期については、改正前の規定を適用する。

2 この規程の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの間にセンター長補佐の職に就いた者の任期については、改正後の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までとする。

附則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 12 月 24 日から施行する。